

令和5年10月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

指定更新時集団指導の実施について

指定更新時の集団指導の実施につきましては、令和5年8月25日の郡市区等医師会長協議会にて説明の上、令和5年8月25日付けで貴会に周知するとともに、9月6日付け大阪府医ニュース（第3047号）にてお知らせしております。

今般、近畿厚生局より、令和5年9月29日付けで、対象医療機関あてに通知文書が送付されましたので、改めてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

保険医療機関の指定更新時の集団指導については、指導大綱により集団指導を実施するとされています。

保険医療機関は6年毎に保険指定の更新を行わなければなりません。大阪においては、指定更新の際に集団指導を受けることなく、個人が開設する医療機関で、指定を受けた日から更新の申請まで、引き続き開設者のみが診療に従事している場合は、指定効力を失う前6ヵ月から3ヵ月間に指定更新の意思のない旨の申出をしない限り、保険指定が自動更新されてまいりました。

一方、指定更新時の集団指導は、他府県ではすでに実施されており、近畿厚生局から、大阪府においても指定更新時の集団指導を実施したいとの要請を以前から受けておりました。

近畿厚生局としても、医療機関数が多い大阪府において「集合形式」で実施する場合、会場の確保や職員の対応に課題があることから、これまで継続して協議を行ってまいりました。

令和5年度は、コロナ禍を踏まえて「集合形式」ではなく、全国的に指定更新時集団指導が「eラーニング」方式で実施される予定であり、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことも踏まえて、今般、近畿厚生局より、令和5年度より初めて指定更新時集団指導を「eラーニング」方式にて実施するとの連絡がありました。

指定更新時の集団指導は、「集団的個別指導」のように出席が義務付けられているものではなく、出席しなかった医療機関が「個別指導」に移行するなどのペナルティは課せられない（受講記録は残る）とされていますが、適正な保険診療を行う観点から、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただき、保険診療について理解を深めていただきたいと考えております。

つきましては、令和5年度の指定更新時の集団指導に該当する医療機関は、「eラーニング」方式による集団指導を受けていただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

なお、令和5年度の指定更新時の集団指導の対象医療機関は、「令和6年4月1日から令和7年3月31日」の1年間に指定更新を迎える約1,500医療機関です。対象医療機関には、近畿厚生局より、令和5年9月29日付けで、別途案内文書が送付されております。

会員の先生におかれましては、郡市区医師会において開催される「社会保険指導講習会」にご参加賜り、改めて指導監査や保険請求等について認識を高めていただき、適正な保険診療に努めていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

大阪府医師会 保険医療課 TEL : 06-6763-7001